

市川三郷町週休2日適用工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場 目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含まない。
- (2) 休工期 通行規制に伴う交通誘導作業、現場の安全確認のための見回りその他の現場管理に必要な作業を除き、下請企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を行わない日のことをいう。
- (3) 現場閉所日 あらかじめ定めた現場の休工期のことをいい、降雨、降雪等による予定外の休工期についても実際の現場閉所日に含むものとする。

(4) 週休2日

- ア 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ウ 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 4週8休

- ア 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
- イ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第3条 次の各号に該当する工事を除き、市川三郷町（以下「発注者」という。）の発注する一般競争入札及び指名競争入札において、令和7年4月1日以後に新規に契約する現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供

用開始時期が決められている工事等)

(3) 現場特性により施工時期又は施工期間に制約があると判断される工事(学校の夏季休暇期間中での工事等)

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により対象とすることが適切でないと認められる工事

2 対象工事は、入札公告及び特記仕様書において週休2日適用工事である旨を明示するものとする。

3 前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに週休2日現場閉所を実施する旨の協議がなされた場合は、本要領を適用することができる。

(対象期間)

第4条 契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

(1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工(現場事務所等の設置又は測量を含む。)を開始するまでの期間)

(2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間)

(3) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(対象工事の受注者(以下「受注者」という。))の責によらず現場作業を余儀なくされる期間)

(4) 夏季休暇3日間

(5) 年末年始休暇6日間

(6) 工場製作のみの期間

(7) 工事事務等による不稼働期間

(8) 天災(豪雨、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

(受注者の取組)

第5条 週休2日適用工事の取組内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 受注者は、月単位の週休2日を標準として実施し、更に質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

(2) 受注者は、当月の現場閉所計画については前月20日までに、週休2日工事現場閉所(計画・実績)書(参考様式・1)又は完全週休2日(土日)現場閉所(計画・実績)書(参考様式・2)等を発注者に提出する。

(3) 通期又は月単位の現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

(4) 完全週休2日(土日)において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。災害対応等で土日に代

わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

- (5) 受注者は、現場閉所計画に従い、現場閉所を実施する。
- (6) 受注者は、当月の現場閉所実績について、翌月の5日までに週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式・1）又は完全週休2日（土日）現場閉所（計画・実績）書（参考様式・2）等を発注者に提出する。ただし、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- (7) 受注者は、契約した工期の中で週休2日適用工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (8) 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載するものとする。
- (9) 受注者は、適宜、監督員から指示があった場合には、現場閉所の実績に係る書類等を提示し、確認を受けるものとする。
- (10) 受注者は、対象期間中において、週休2日適用工事であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすい場所に設置する（A3版程度）。

（発注者の取組）

第6条 発注者は、週休2日の取組を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、予定価格に週休2日適用工事の実施に係る費用を補正した額を計上する。
- 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書に記載する。
- 4 監督員は、週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式・1）又は完全週休2日（土日）現場閉所（計画・実績）書（参考様式・2）等により現場閉所日を確認する。
- 5 監督員は、受注者から前条第1項第4号の規定による協議があった場合は、その理由が妥当であると判断した場合に限りこれを承諾する。
- 6 監督員は、前条第1項第9号に規定する確認を行う。
- 7 監督員は、受注者から提出された週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式・1）又は完全週休2日（土日）現場閉所（計画・実績）書（参考様式・2）等により、現場閉所の実施状況を確認する。

（費用の計上）

第7条 週休2日適用工事の実施状況を確認後、週休2日の達成状況に応じて減額及び増額変更する。

2 前項に規定するもののほか、費用の計上については、山梨県の定める取扱いに準ずる。ただし、これによらない場合は、取扱いについて特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項又はこの要領に関する疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年5月1日から施行する。